

2025（令和7）年度奨励助成金募集要項

1. 助成対象者及び事業

助成対象者は、県内に拠点のある行政及び民間の団体又は個人とする。
但し、同一の活動について、他の公益財団法人の助成金等を受けてないことを原則とする。
また、助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 県内で実施される、教育、文化、地域振興の促進を目的とする事業で次に掲げる事業のいずれかに該当すること。
 - (ア) 教育事業・・・香川県内の子供達が見識を広め学力向上に資する事業、創造力・創作力を養う等の教育に関する事業
 - (イ) 文化事業・・・香川県の郷土文化の向上に資する活動の事業
 - (ウ) 地域振興事業・香川県の地域づくり、地域社会の活性化に繋がる事業
- (2) 助成対象団体及び個人が自ら企画、主催する事業であり、その事業内容等が実施に向けて具体化しているものであること。
- (3) 次の事業は、助成金交付の対象から除外するものとする。
 - (ア) 当該年度内に完了しない事業
 - (イ) 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
 - (ウ) 特定の政治活動又は宗教活動等を目的とした事業
 - (エ) 過去3年間連続して助成を受けた事業。(注) 2024(令和6年)度以降～3年間(令和6年度、令和7年度、令和8年度)の事業は可

2. 申請期間 2025（令和7）年4月1日(火)～2025（令和7）年5月15日(木)

奨励助成金交付申請書(様式第1号)※に必要書類(会則、事業計画書、収支予算書、昨年度チラシ等)を添付して期間内に当財団宛に提出してください。

※ 奨励助成金交付申請書は、当財団の下記ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.teikoku.co.jp/akazawamemorial/>)

3. 助成対象費用

- (1) 助成金交付の対象費用は、助成対象分野の事業に消費する運営費及び施設費で、次に掲げる費用とする。
 - (ア) 旅費(職員旅費及び講師旅費等)
 - (イ) 謝金(講師、通訳等謝金)
 - (ウ) 会場費(会場使用料等)
 - (エ) 印刷費(資料等印刷費)
 - (オ) 通信運搬費(郵送料、広告料及び運搬費)
 - (カ) 消耗品費(消耗品購入費)
 - (キ) 委託費(事業活動のために発生する特定業務の委託費)
 - (ク) 映画製作費(当財団の目的である教育、文化、地域振興に沿った内容であることを条件とし、上限を50万円とする。なお、普及のための上映会などへの助成はしない。)
- (2) 次に掲げる費用は助成対象としない。

- (ア) 職員の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する費用等、助成団体の通常運営に要する経常的費用
- (イ) 他用途に転用可能な備品整備等
- (ウ) 県外での実施に係る費用

4. 助成金の額

助成金の額は、原則として、総事業費の40%の額を限度とする。

5. 助成の制限

- (1) 同一団体に対する助成は、原則として、当該年度中1事業を限度とする。

6. 実績報告書の提出

原則として毎年度末までに、事業内容、収支決算書、写真等を添付して実績報告書(様式第2号)※を提出する。

※実績報告書は、当財団の下記ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.teikoku.co.jp/akazawamemorial/>)

附 則

この募集要項は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

【お問い合わせ】

〒769-2695 香川県東かがわ市三本松567番地 (帝國製薬株式会社内) 公益財団法人赤澤記念財団 TEL0879-25-2050//FAX0879-25-2217
